

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」をうけた省令改正について

令和7年2月18日

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業連絡協議会

文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付

中央教育審議会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会に、今後の高等学校のあるべき姿（グランドデザイン）を検討する高等学校教育の在り方ワーキンググループを設置。

検討の背景

- 高校進学率が99%に達し、高校生の多様化が更に進み、高校の在り方も極めて多様になっている中で、成人年齢は18歳に引き下げられた。
- 義務教育における不登校の大幅かつ継続的な増加。一方で高校生の不登校、中退率は減少しているが、私立広域通信制を中心とした通信制高校の在籍者は大幅に増加。
- 近年の出生数減少により、15歳人口の更なる減少が確定しており、その後も更に出生数は減少することが予想される。現状でも、生徒数の減少により過疎・中山間地域・離島等を中心に高校の存続が困難となっているが、今後は更に、全国各地で高校の維持が極めて困難となることが予想される。
- 高校教育段階での学びの満足度の低下や、18歳の自己肯定感等が国際比較で非常に低いといった課題を打破するとともに、Society5.0、DX等の社会構造の変化を踏まえ、予測不可能な時代の中で求められる人材育成（社会課題解決、探究・STEAM教育、グローバル、文理横断等）への対応が必要。

検討事項

- ① 高等学校教育の在り方について（「共通性」と「多様性」の観点からの検討）
- ② 高等学校制度の望ましい在り方について（全日制・定時制・通信制の在り方、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方等）
- ③ 「スクールミッション」「スクールポリシー」を体現し、「社会に開かれた教育課程」「探究的な学び」を実現するための校内外の体制について
- ④ 文理横断的な教育、産業界と一体となった実践的な教育の推進について
- ⑤ その他

委員

- 五十音順、◎：主査、○：主査代理（計15名）
- | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|-------------------|--|-------------------------|---|---------------|--|----------------------|-----------------------|------------------------------------|-------------------|-------------|-------------------------------|----------------------------|
| 青木 栄一 | ◎荒瀬 克己 | 今村 久美 | 岩本 悠 | 内田 隆志 | 岡本 尚也 | 沖山 栄一 | 鍛冶田千文 | 塩瀬 隆之 | 篠原 朋子 | 清水 雅己 | ○田村 知子 | 富塚 昌子 | 長塚 篤夫 | 濱田久美子 |
| 東北大学大学院教育学研究科教授 | 独立行政法人教職員支援機構理事長 | 認定 NPO 法人カトリバ代表理事 | 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官 | 東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長 | 一般社団法人Glocal Academy代表理事、東京大学先端科学技術研究センター客員上級研究員、鹿児島市教育委員 | 東京都立世田谷泉高等学校長 | YMCA学院高等学校校長、大阪YMCA国際専門学校校長、学校法人大阪YMCA理事 | 京都大学総合博物館研究部情報発信系准教授 | 国立市教育委員、前学校法人NHK学園理事長 | 埼玉工業大学工学部基礎教育センター教授、元埼玉県立大宮工業高等学校長 | 大阪教育大学連合教職実践研究科教授 | 千葉県教育委員会教育長 | 順天中学校・高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事 | 元高知県教育センター企画監、元高知県立山田高等学校長 |

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ（令和5年8月） 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

に

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の
凡 例

○：法令・通知等 □：予算事業（予算事業によって調査を行うものを含む）◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型遠隔授業における要件（受信側教室の教員配置要件、対面授業に係る要件）の弾力化
- 全日制・定時制課程における通信教育の活用に向けた制度改正（国内の他の高校に一定期間留学する場合等）
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正
- 上記に係るモデル事例の創出
- 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- ☆ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備
- 学校と地域社会の連携・協働の推進

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学び

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備等、国際的な教育を行う高校の整備推進・運営支援
- 理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援
- 学校における働き方改革の推進
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜の改善（学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進）
- 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校間連携等の促進

中間まとめ本文はこちら→



「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（1/2）

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

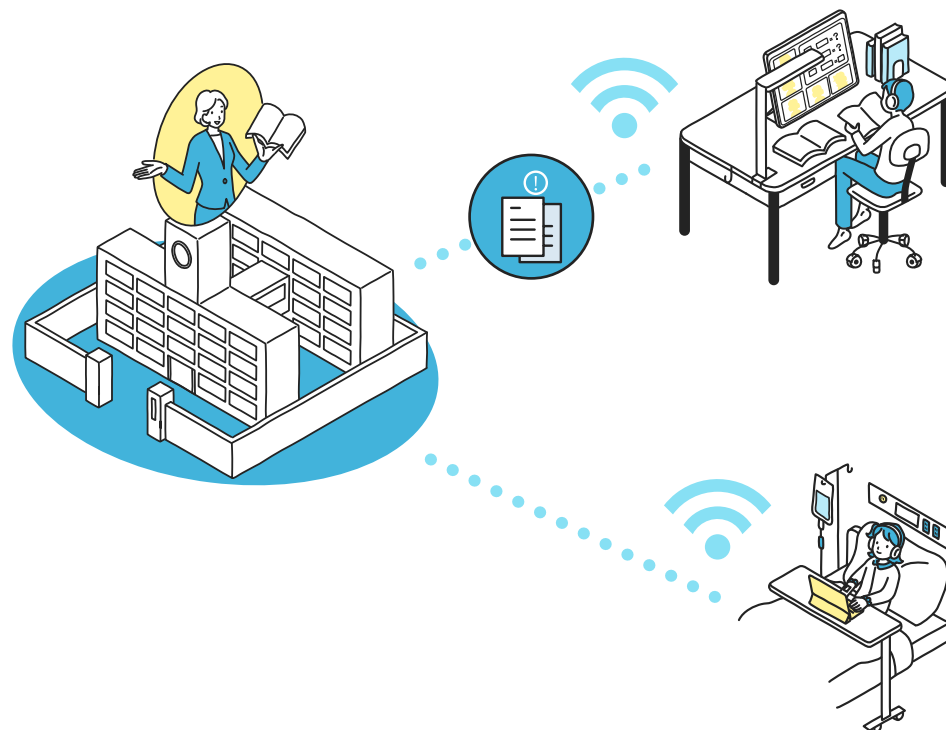
（1）不登校生徒等向けの通信教育の実施（施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

（2）修得可能な単位数に関する規定の整備（施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

- ① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育（自校）】

- ② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育（他校・他課程）】

- ③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

【教室内・遠隔授業】

- ④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要
※①については左記合計が36単位以下となる必要

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改革の概要（2/2）

2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

（1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

（2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合
 - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
 - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
 - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用した授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

（3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

【主な留意点等】

- ・**教育上支障がないと認められる場合…**（上記（1）関係）
 - 以下の①、②をともに満たすこと。
 - ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
 - ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。
- ・**自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠…** 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

制度改正に関する主な留意点等

1 共通事項

- 不登校生徒の範囲については、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校等又はその管理機関において判断することが可能。
- 本改正は義務付けでなく、各学校長の判断により実施可能とするもの。
- 学習意欲はありながら登校できない生徒が、遠隔授業や通信教育によって原級留置、転学、中途退学することなく在学期間中に不登校状態や療養等による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的とする。
- 生徒の不登校状態の深刻化、安易な単位認定、他の生徒の学習意欲の低下等の弊害が生じないよう留意し、指導内容等の検討が必要。

2 学校教育法施行規則第88条の4（通信教育）関係

- 「通信教育」とは、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款5（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等に準じた教育課程を編成し、教育を実施することを意味する。そのため、対面での面接指導を行うことが必要である。また、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないようにする。
- 通信教育実施にあたっては、当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業において通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることや、授業を記録した動画の視聴を多様なメディアを利用して行う学習として位置付けることも可能。
- 通信教育により単位認定を行う場合、指導要録において、履修上の特記事項として、その旨を備考欄に記入する。
- 学年又は年次の途中から第88条の4の規定に基づく通信教育を実施する場合も想定される。
- 教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が社会性を育む上で極めて大切であると考えられることに加え、不登校生徒の学習状況等を適切に把握するためにも、対面での指導等の機会を積極的に確保することが望ましい。
- 指導を行うにあたっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば家庭訪問等を通じて生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと等が望ましい。
- 「その他特別の事情」については、国内外の他の高等学校に一定期間留学する場合等が想定される。

3 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」関係（前ページに加えて）

- 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要がある。具体的には、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要がある。
- 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者であること。（特別非常勤講師を含む）
- 単位認定の評価は、当該授業を担当する配信側の教員が、必要に応じて受信側の教員の協力を得ながら行う。
- 受信側の教室等には、原則として、当該高等学校等の教員を配置するべき。
- 不登校生徒が教育支援センターや高等学校等内の別室等から授業に参加する場合には、安全管理や当該生徒への援助を行うため、当該センターや高等学校等の職員が配置されることが適切。
- 配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への遠隔授業の実施に支障を伴う場合とは、往復の時間及び対面授業の実施・準備に係る時間が1日の通常の勤務時間を超え、日帰りの出張では対応できない場合など、日数を要する場合を想定。ただし、対面授業の時間数を安易に減ることがないよう留意する必要がある。

(参考)「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」抜粋

遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、学校は、教師を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが望ましいため、この原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、国において、この要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。また、国は、受信側の教室における教師や教師に代わる職員の配置について、常駐以外の方法により、配信側教師の授業運営や受信側の教室の生徒の安全管理上問題のない配置が可能かどうか実証研究を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を行うべきである。

遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化

教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、生徒との関係性の構築や実験・実技等の実施のために必要であることから、学校は、年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を実施するという原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、国において要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。

通信教育の活用に向けた制度改正

国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、国において制度改正を行うことが求められる。

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、国は、不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、現行制度上は高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）としての指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計36単位の範囲内において可能とするために必要な制度改正を行うことが求められる。
- 国においては、不登校傾向のため、授業時数の3分の2以上の出席など、多くの学校において慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認める運用となるよう、上記制度改正の周知と併せて促す必要がある。

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】

1 遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業【教科・科目充実型】を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、**受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる**こととしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、**生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。**
- また、令和6年4月1日より、不登校生徒等が自宅から同時双方向の遠隔授業【学習機会保障型】を受講できるように制度を改正。
- これにより、**不登校生徒や病気療養中の生徒、その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障**を図る。



高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】

2 遠隔授業を行う際の主な留意事項

※ 赤字部分は、令和5年度の改正内容

学校教育法施行規則第88条の3

遠隔授業【教科・科目充実型】		遠隔授業【学習機会保障型】
		
目 的	多様な科目開設や習熟度別指導等により、学習機会の充実を図る。	不登校生徒や病気療養中の生徒等の学習機会の保障を図る。
生徒数	同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。	(同左)
配信側	- 受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 - 学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。	(同左)
受信側	原則として教員を配置するべきであること。	(同左)
備考	※ ただし、以下の場合においては、例外的に、教員配置は必ずしも要しない 離島・中山間地域 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合 - 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる - 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合	不登校生徒 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所において、遠隔授業を行う場合（不登校生徒の実態に配慮し、指導上の工夫をすること。） 病気療養中等の生徒 病気療養中等の生徒に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。	(同左)
対面授業 時数	遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。具体的には、各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を確保。	(同左)
備考	※ ただし、以下の場合においては、例外的に、対面授業の時間数を年間1単位以上とすることも認められる 離島・中山間地域 以下を全て満たす場合 - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合	病気療養中等の生徒 病期療養中等の生徒であって、病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと校長が認める場合
単位上限	36単位を上限（※）とする。	不登校生徒の遠隔授業は、36単位を上限（※）とする。 病気療養中等の生徒の遠隔授業は、上限なし。
備考	（※）不登校生徒のための遠隔授業は含まない。	（※） 不登校生徒 ①不登校生徒が遠隔授業にて修得する単位数、②不登校生徒が通信教育により修得する単位数及び③全日制課程の生徒が通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位まで（①＋②＋③＝36単位）

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】



3 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における**病気療養中の生徒等に対し同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない**こととするともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めない**こととする制度改正を実施。令和5年3月には、同時双方向型を原則としつつ、事前に収録した動画を視聴するオンデマンド型の授業による単位認定を可能とする告示改正を行い、令和5年4月より施行。

(参考)関係法令抜粋 学校教育法施行規則(昭和22年 文部省令 第11号)

第88条の3	高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
第88条の4	高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる。
第96条	校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）
2	前項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき 74単位のうち、次に掲げる単位数はそれぞれ36単位を超えないものとする。 ① 第88条の3に規定する授業の方法により修得する単位数のうち、 次号に掲げるもの以外のもの ② 第88条の3に規定する授業の方法により修得する単位数（高等学校が、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間当該高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒に、その学修の継続のため、 当該授業を自宅その他特別な場所で履修させる場合に係るもの に限る。）
3	第1項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、 次の各号に掲げる単位数の合計数は36を超えないものとする。 ① 前項第2号 に掲げる単位数 ② 第88条の4 に規定する方法により修得する単位数 ③ 次条の規定に基づき加えることのできる単位数（高等学校の 全日制の課程の生徒が 当該高等学校の 通信制の課程 又は他の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の通信制の課程 において修得したものに限る。 ）
4	疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについて高等学校の全課程の修了を認める場合においては、前2項の規定によらないことができる。

(参考)関係法令抜粋 学校教育法施行規則**第八十八条の三**(同令百十三条第三項及び百三十五条第五項において準用する場合を含む。)**の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業**(平成27年 文部科学省告示第92号)

1	学校教育法施行規則第八十八条の三(同令百十三条第三項及び百三十五条第五項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。) が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、 同時かつ双方向に行われるもの であつて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの とする。この場合において、（略）
2	前項の規定にかかわらず、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒に対して行う授業については、当該高等学校が認めた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しない。